


環境マネジメント マニュアル

(第二版)

2024年4月1日制定
2024年7月26日改訂

 株式会社トクナガエンジニアリング

目 次

	頁
1. 会社概要	2
2. 目的および適用範囲	2
2.1 制定の目的	2
2.2 適用範囲	2
3. KEMS (神戸環境マネジメントシステム) 要求事項	2
3.1 一般要求事項	2
3.2 環境宣言	2
3.3 計画	4
3.3.1 環境影響項目	4
3.3.2 法的及びその他の要求事項	5
3.3.3 環境改善目標及び改善計画	6
3.4 実行	6
3.4.1 体制と責任	6
3.4.2 文書	7
3.4.3 活動	7
3.5 点検	7
3.5.1 確認	7
3.5.2 順守評価	7
3.5.3 修正と予防	7
3.6 最高責任者による評価	8
(付表-1) 中長期の環境改善目標の概要並びに単年度実績	9
(付表-2) 環境改善計画書兼進捗管理書	10
改訂履歴表	11

1. 会社概要

- ①会社名 株式会社トクナガエンジニアリング
- ②所在地 本社：兵庫県神戸市兵庫区七宮町2丁目2-23
- ③事業内容 建設コンサルタント
- ④代表取締役 徳永 盛光
- ⑤資本金 3,000万円
- ⑥従業員数 56名
- ⑦敷地面積 本社：160.20平方メートル
- ⑧延床面積 本社：597平方メートル
- ⑨沿革 1983年10月：測量会社創業
1989年10月：徳永測量設計株式会社設立
(現：株式会社トクナガエンジニアリング)
2018年10月：エコアクション21登録
2022年 1月：本社建替。新社屋にて営業開始

2. 目的及び適用範囲

2.1 制定の目的

- (1) 株式会社トクナガエンジニアリング（以下「当社」という）が構築する神戸環境マネジメントシステム（以下「KEMS」という）規格のステップ1の要求事項に適合する環境マネジメントシステムを包括的に記述する文書とする。
- (2) 社内の環境マネジメント活動推進のための指示・説明・教育資料とする。
- (3) 審査登録機関への提出・説明資料とする。

2.2 適用範囲

当社の全ての活動、製品及びサービスに適用する。

ただし当社の敷地内に常駐する委託業者は適用除外するが、常駐委託業者の社員には業務委託を管轄する部門の従業員に準じた環境教育・周知・活動の実行を要請する。

3. KEMS（神戸環境マネジメントシステム）要求事項

3.1 一般要求事項

当社は、活動、製品及びサービスが環境に及ぼすあるいは環境から影響を受けると考えられる影響を確認し、環境宣言及び環境影響評価結果（著しい環境影響項目）に基づき環境改善目標を設定し、KEMS規格ステップ1に適合する環境マネジメントシステムを構築し、活動する。

3.2 環境宣言

最高責任者は、当社の活動、製品及びサービスが環境に及ぼす影響に関し、継続的な環境マネジメント活動を行うため、環境宣言を制定する。

当社の環境宣言は、次に記述する。

環 境 宣 言

基本理念

株式会社トクナガエンジニアリングは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、持続可能な社会を目指して、全組織を挙げて環境負荷の低減に努力します。

方 針

株式会社トクナガエンジニアリングは建設コンサルタント業に係わる全ての活動、製品及びサービスの環境負荷を低減するために次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。

1. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。
なお環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応などを含みます。
2. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守します。
3. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
 - (1) 電力使用量の削減
 - (2) 事務用紙使用量の削減
 - (3) 一般廃棄物量の削減
4. 一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を全従業員に周知するとともに一般の人々が入手できるようにします。
5. 神戸市の環境改善活動に積極的に参画します。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し、環境マネジメント活動を推進します。

制定日 2024年4月1日

株式会社トクナガエンジニアリング
代表取締役 徳永 盛光



3.3 計画

3.3.1 環境影響項目

当社の活動、製品及びサービスの環境影響項目のうち、環境に著しい影響を及ぼすあるいは環境から影響を受けると考えられるもの又はその可能性のある項目を特定するため、環境影響評価を行い、特定された著しい環境影響項目は環境改善目標の設定時に確実に考慮することにより、継続的改善に結びつける。

この環境影響評価の手順を3.3.1項に定める。

環境影響評価は、定期的に年1回(9月)^{*1}実行するとともに、工程変更や材料変更などの評価対象の環境影響項目に変更がある場合に、定期評価と同一手順で臨時的に行うことにより「著しい環境影響項目」を最新の状態で維持出来るようにする。

評価結果は記録として保管する。(※1：初回は3月に実施)

(1) 環境影響評価

①環境影響項目の調査

当社の活動、製品及びサービスにおける環境影響項目を調査する。

まず、「環境活動項目チェックリスト」で該当する活動項目を明確にし、該当する活動項目について、「環境実態把握リスト」で実態把握を行う。

②環境影響の評価

環境影響を発生させる項目について、通常時の状態において、「KEMS環境影響評価プログラム(チェックリスト法)」により評価を実行する。

(2) 著しい環境影響項目

環境影響評価を実行した結果に基づき、著しい環境影響項目を特定する。当社の著しい環境影響項目を【表-1】に示す。

【表-1】 「著しい環境影響項目」

環境への影響	区分	著しい環境影響項目	主な設備・装置・物質等
有害	投入	電気の使用	冷暖房機、照明、OA機器、 測量・調査機器
		ガソリンの使用	業務用車両
		上水の使用	生活用水
		紙の使用	事務用紙
	排出	一般廃棄物の排出	紙くず、生ごみ
		汚水の排出	生活廃水
有益	グリーン調達	エコ製品購入	事務用品
	啓発活動	清掃活動	社屋周辺

3.3.2 法的及びその他の要求事項

当社の活動、製品及びサービスに適用される環境に関する法的及びその他の要求事項の内容を特定し、環境影響項目特定の判断基準にも使用する。

特定する手順を3.3.2項に定める。

(1) 法的及びその他の要求事項の調査

環境管理責任者は、当社の活動、製品及びサービスにおける環境影響項目に適用を受ける法的及びその他の要求事項とその具体的な要求事項を「環境法規制の調査要領」を利用して調査し、当社のどのような環境影響項目に適用されているかの関連も明確にする。

当社の「法的及びその他の要求事項の概要」を【表－2】に示す。

(2) 維持管理

特定された「法的及びその他の要求事項の概要」は、定期的に年1回(9月)^{※2}見直すとともに、法規制等に変更が生じた時や当社の環境影響項目に変更が生じた時などに見直しを行うことにより、最新の状態を維持する。(※2：初回は3月に実施)

(3) 周知

特定された「法的及びその他の要求事項の概要」を関係者に周知するため、作成・改訂の都度、連絡する。

【表－2】 法的及びその他の要求事項の概要

区分	名 称	要求事項	環境影響項目	管理部門
廃棄物	廃棄物処理法	・一般廃棄物の許可業者へ委託	紙屑、生ゴミ	総務部
	フロン排出抑制法	・回収依頼書の交付と引取証明書の受領・保管 ・機器の点検と記録 ・フロン漏えい時の適切な対処	業務用エアコン	総務部
リサイクル	資源有効利用促進法	・廃棄時の適正処理	パソコン	総務部
	家電リサイクル法	・買替、廃棄等業者引渡し時リサイクル料の支払	エアコン テレビ 冷蔵庫	総務部
	自動車リサイクル法	・車検又は買替時リサイクル料の支払	自動車	総務部
化学物質	労働安全衛生法	・器具等の取り扱い基準の順守、講習等の受講 ・作業責任者の選任 ・健康診断の定期受診		技術部 総務部
地方条例	神戸市自動車環境条例	・アイドリングストップに関する指導の実施 ・設計時の該当項目の順守	自動車	設計部 総務部
その他の要求事項	協定・覚書	・行政・地域組織との取決め事項		総務部
	顧客要求	・グリーン調達規定又は基準 ・EMS(環境マネジメントシステム)審査登録		総務部

3.3.3 環境改善目標及び改善計画

環境宣言を具体化し、環境改善活動を継続的に向上させるために、環境改善目標を設定し、それを記載した環境改善計画書を作成する。

(1) 環境改善目標

中長期の環境改善目標並びに単年度の目標は、環境管理責任者が環境宣言と整合させ、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にするとともに、次の事項を考慮したうえで立案し設定する。

①法的及びその他の要求事項の順守

②環境に著しい影響を及ぼす項目

③汚染の予防及び環境保護に関する約束

環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応などを含む

④技術的、経済的制約から実現の可能性

⑤組織とその活動、製品及びサービスに関する利害関係者のニーズ及び期待。

⑥組織の経営課題や他の事業の進め方、活動、製品及びサービスの影響が及ぶ範囲
中長期の環境改善目標の概要並びに単年度実績を（付表－１）に示す。

(2) 環境改善計画

環境管理責任者は、環境改善目標を達成するために、「環境改善計画書兼進捗管理書」（付表－２）を作成して進捗を管理する。

なお環境改善計画書には以下の内容を含むものとする。

①目標を達成するための進捗を管理する実行責任者の明示

②目標を達成するための具体的施策と日程を示す

③目標に対する実績が確認できる

計画を実行する段階で何らかの変更があった場合は、その都度改訂する。

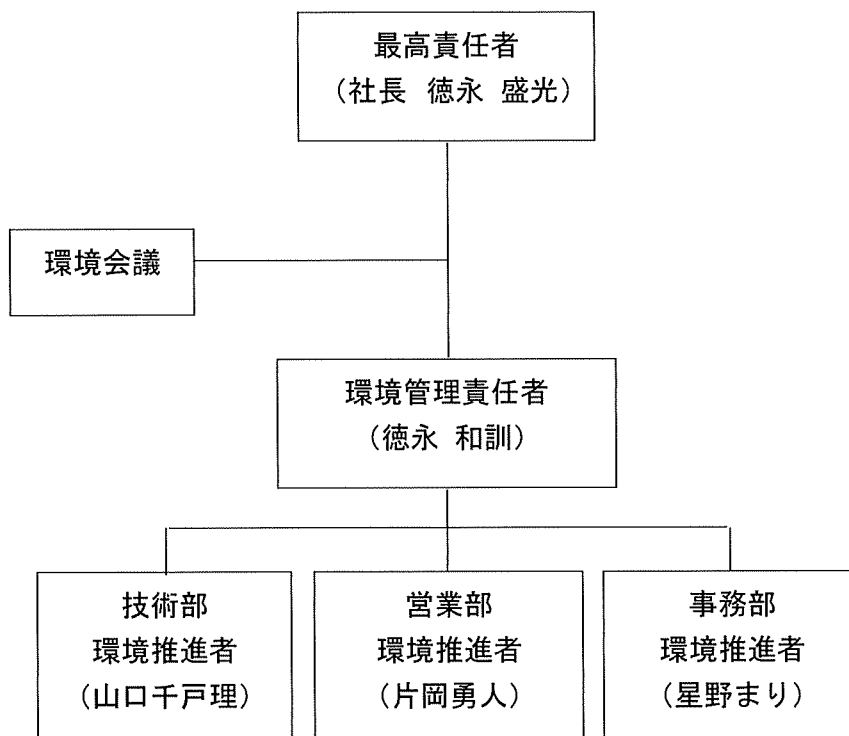
3.4 実行

3.4.1 体制と責任

最高責任者は、当社の環境マネジメントシステムが効果的に実行されるよう環境管理責任者を任命する。環境管理責任者は、KEMS規格ステップ1の要求事項を満たす仕組みを作成し、実行し、管理するとともにシステムの向上のための見直しと改善のための情報として活動実績を最高責任者に報告する。

当社の環境マネジメント組織図を【図－１】に示す。

【図－１】環境マネジメント組織図



3.4.2 文書

KEMS規格ステップ1の要求事項並びに組織自らが実行することを決めた事項、各要求事項間の関連性をこの「環境マネジメントマニュアル」に記載する。

3.4.3 活動

環境宣言、環境改善目標及び改善計画を達成するための活動を実行する。

3.5 点検

環境活動の有効性を保証するために、以下の確認、順守評価、修正と予防を実行する。

3.5.1 確認

環境管理責任者は「環境改善計画書兼進捗管理書」において、月次で適合性評価基準により適合性を評価し、記録する。

3.5.2 順守評価

適用を受ける法的及びその他の要求事項の順守状況を定期的に監視・評価するために、年1回(9月)業務点検を実行し、「法的及びその他の要求事項の順守状況チェック表」に記載し、記録する。

3.5.3 修正と予防

環境マネジメントシステムの不適合、環境改善計画に係わる不適合及び法規制に係わる不適合の取扱いについては、不適合発生の場合、もしくは不適合の発生を予測した場合の修正・予防処置を以下により行う。

当該部門は、不適合の原因を取り除くために、修正・予防処置計画を策定し実行する。修正・予防処置完了後「不適合事項修正処置報告書」もしくは「予防処置報告書」を作成し、これを環境管理責任者が承認後、記録として保管する。

(1) 環境マネジメントシステム上の不適合及び法規制に係わる不適合

審査機関による審査、順守評価及び最高責任者による評価等により不適合が発生した場合、直ちに修正処置を講ずる。

(2) 環境改善計画に係わる不適合

環境改善計画の進捗状況において、実績累計値が目標累計値の90%を満足しない場合は「不適合」とし、直ちに原因を調査し、修正処置を講ずる。90%以上100%未満の「やや不足」が2ヶ月連続した場合は、予防処置を講ずる。

3.6 最高責任者による評価

最高責任者は、定期的に環境マネジメントシステム全体を見直す。これにより継続的な改善活動を行うのに適切で、妥当で、かつ有効であるかを評価する。

この手順を3.6項に定める。

(1) 評価

最高責任者は、環境マネジメントシステムが、KEMS規格ステップ1の要求事項に対して、継続的に適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするため、年に1回(9月)^{※3}評価を実行する。(※3：臨時最高責任者評価は7月に実施)

なお環境管理責任者は、最高責任者による評価のために、事前に必要な下記情報を準備する。

- ①法的及びその他の要求事項の順守評価結果
- ②環境改善活動の進捗状況
- ③法規制等行政や業界等周辺動向
- ④関連する利害関係者の関心事
- ⑤前回の最高責任者の評価の結果
- ⑥その他、最高責任者が必要と判断した情報

(2) 評価結果の記録

最高責任者は、評価結果に基づき環境宣言・環境改善目標・環境マネジメントシステムのその他の活動に関してその変更する必要性を明確にして「最高責任者評価記録」としてまとめ、環境管理責任者に配付するとともに、必要事項を明確にしてあらゆる決定及び処置を指示する。

(3) 改善と変更

「最高責任者評価記録」にもとづき、修正改善及び変更の処置をとる。

(付表-1) 中長期の環境改善目標の概要並びに単年度実績 (2023~2025年度)

承認	作成
最高責任者 徳永盛光	環境管理責任者 徳永和訓

株式会社トクナガエンジニアリング 制定日：2024年4月1日

No	区分	環境改善目標 (中長期)	基準年度実績	単年度目標と実績		
				2023年度 (2024年4月~9月)	2024年度	2025年度
1	省エネルギー	電力使用料 3%削減	39,594kWh (2023年4月~9月) 19,797kWh	目標 基準年度比 1%削減 (19,600kWh)	基準年度比 2%削減 (38,802kWh)	基準年度比 3%削減 (38,406kWh)
				実績		
2	省資源	事務用紙使用量 5%削減	375,000枚/年 (A4換算枚数) (2023年4月~9月) 187500枚	目標 基準年度比 2%削減 (183,800枚)	基準年度比 4%削減 (360,000枚)	基準年度比 5%削減 (356,250枚)
				実績		
3	廃棄物	一般廃棄物 5%削減	1,937kg (2023年4月~9月) 969kg	目標 基準年度比 2%削減 (949kg)	基準年度比 4%削減 (1,859kg)	基準年度比 5%削減 (1,840kg)
				実績		

(付表一2)

2023年度 環境改善計画書兼進捗管理書 (2024年4月～2024年9月)

株式会社トクナエンジニアリング

計画書制定日：2024年4月1日

承認	作成
最高責任者 徳永盛光	環境管理責任者 徳永和訓

環境改善目標	具体的施策	目標と日程												実行責任者		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
1 省エネルギー化 電力使用量の 1%削減(基準年 比) (単位kWh)	1.1 エアコン温度・運転の 適正管理 1.2 休憩時間の消灯 1.3 不必要な電灯の消 灯	目標値					3200	3200	3200	3200	3200	3330	3330	3330	星野	
		同上累計値					3200	6400	9600				12930	16260		19590
		実績値														
		同上累計値														
2 省資源化 事務用紙使用量の 2%削減(基準年 比) (単位：A4換算枚 数)	2.1 両面北への活用 2.2 裏面の再利用 2.3 パソコン・電子メールの 活用 (電子媒体の活用含む)	目標値					25000	33000	30000	30000	30000	30000	30000	35000	山口	
		同上累計値					25000	58000	88000				118000	148000		183000
		実績値														
		同上累計値														
3 廃棄物 一般廃棄物 2%削減(基準年 比) (単位：kg)	3.1 分別収集の徹底 3.2 再利用・再生利用 を心掛ける 3.3 廃棄物処理にかか わるコスト削減	目標値(kg)					150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	160.0	160.0	170.0	山口	
		同上累計値(kg)					150.0	300.0	460.0				620.0	780.0		950.0
		実績値(kg)														
		同上累計値(kg)														
環境管理責任者の確認評価 (毎月行う) ※別紙	環境管理責任者の確認評価 (毎月行う) ※別紙	達成度(%)														山口
		適合性評価														
		適合性評価														
		適合性評価														
最高責任者の評価コメント(3ヶ月ごとに行う) ※別紙	最高責任者の評価コメント(3ヶ月ごとに行う) ※別紙	総合適合性評価														山口
		不適合の内容														
		修正または予防処置														
		修正または予防処置														
		※2023-1 参照												※2023-2 参照		

適合性評価：A良好(目標以上を達成)、Bやや不足(90%以上を達成)、C不適合(達成度が90%未満)。総合適合性評価は一番悪いものの評価を記入する。
 C不適合と判定された場合、直ちに原因を調査し、修正処置を講ずる。Bやや不足が2ヶ月以上連続すれば予防処置を講ずる。
 (参考) 電力使用量に原単位(kWh/M円)を使用する場合は(年度初めから当月までの電力使用量累計 kWh) / (年度初めから当月までの売上累計 M円)

改訂履歴表

版 数	日 付	変更箇所・内容・理由	承認	作成
初版	2024. 4. 1	制定	徳永	山口
第二版	2024. 7. 26	P1. 会社概要、P5. 表-2、P9. 付表-1、P10. 付表-2 審査時の指摘による変更		

